ID:　185

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例　第13条
例 規 番 号	平成22年条例第38号

【根拠条文】

（駐車場使用料）

第13条　駐車場の使用料の額は、駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日